

第 14 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成24年2月29日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第14回 高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録
目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
議員辞職の報告	4
議事日程の報告	4
新議員の座席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
第1号議案の上程及び採決	5
副広域連合長の挨拶	6
提出議案の上程及び提案理由説明	6
第2号議案の審議の宣告	9
事務局長の議案概要説明	9
第2号議案の質疑、討論、採決	9
第3号議案の審議の宣告	10
事務局長の議案概要説明	10
第3号議案の質疑、討論、採決	11
第4号議案の審議の宣告	11
事務局長の議案概要説明	12
第4号議案の質疑、討論、採決	13
第5号議案の審議の宣告	14
事務局長の議案概要説明	14
第5号議案の質疑、討論、採決	14
第6号議案の審議の宣告	15
事務局長の議案概要説明	15
第6号議案の質疑、討論、採決	17
第7号議案の審議の宣告	17
事務局長の議案概要説明	17
第7号議案の質疑、討論、採決	19
第8号議案の審議の宣告	19
事務局長の議案概要説明	19

第 8 号議案の質疑、討論、採決	23
広域連合長の閉会挨拶	24
閉会の宣告	25
資 料	
議案の送付について	26
議決一覧	27

招 集 告 示

高知県後期高齢者医療広域連合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、平成24年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第14回定例会を次のとおり招集する。

平成24年2月15日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

記

- 1 日 時 平成24年2月29日（水）
午後2時30分
- 2 場 所 高知市本町5丁目3-20
高知共済会館
3階 大ホール「桜」

議 員 席 次

- | | | | | | |
|------|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 板原 啓文 君 | 2 番 | 有岡 正幹 君 | 3 番 | 柴岡 邦男 君 |
| 4 番 | 中平 富宏 君 | 5 番 | 林 竹松 君 | 6 番 | 岡崎 豊 君 |
| 7 番 | 木下 清 君 | 8 番 | 土居 豊榮 君 | 9 番 | 朝倉 慧 君 |
| 10 番 | 永田 耕朗 君 | | | | |

議 事 日 程

平成24年 2月29日 午後 2時30分開議

- 第 1 新議員の議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 第 1 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第 5 提出議案の提案理由説明
- 第 6 第 2 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例議案
- 第 7 第 3 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 第 4 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 第 5 号議案 平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第10 第 6 号議案 平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第11 第 7 号議案 平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第12 第 8 号議案 平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

出席議員

1番	板原	啓文	君	2番	有岡	正幹	君	3番	柴岡	邦男	君
4番	中平	富宏	君	5番	林	竹松	君	6番	岡崎	豊	君
7番	木下	清	君	8番	土居	豊榮	君	9番	朝倉	慧	君
10番	永田	耕朗	君								

欠席議員

なし

説明のために出席した者

広域連合長	岡崎	誠也	君				
副広域連合長	吉岡	珍正	君	橋詰	壽人	君	
代表監査委員	吉本	雅史	君				
会計管理者	西川	淳一	君				
事務局長	伊藤	博昭	君				

議会事務局職員出席者

事務局次長	瀧	祐藏	君						
書記	北	重紀	君	山本	美佐	君	安本	剛	君
	土居	由実	君						

広域連合事務局職員出席者

事業課長	岡田	達也	君				
事業課課長補佐	村田	憲司	君				

◎開会の宣告

- 議長（岡崎豊君） それでは、ただいまより、平成24年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第14回定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。

午後2時39分 開会

◎議員辞職及び選挙結果の報告

- 議長（岡崎豊君） まず、議員の改選のご報告をいたします。

昨年10月28日に板原啓文議員が任期満了に伴い、当広域連合議会議員を辞職されましたが、その後の選挙により再選されましたので、ご報告いたします。

また、昨年10月3日より欠員となっておりました、市議会議員区分につきましては、宿毛市の中平富宏議長及び、室戸市の林竹松議長が選挙により当選され、新議員となられましたのでご報告いたします。

◎議事日程の報告

- 議長（岡崎豊君） それでは、議事日程の報告に移ります。これからの議事は、お手元に配布されております議事日程によりまして、進めたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎豊君） ご異議ないものと認めます。
よって、これからの議事は、これにより進めることといたします。
-

◎新議員の議席の指定

- 議長（岡崎豊君） これより日程に入ります。

まず、日程第1、新議員の議席の指定を行います。

高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第3条に基づき、新たに議員となられました板原啓文議員の議席は、議席番号1番、同じく中平富宏議員の議席は、議席番号4番、同じく林竹松議員の議席は、5番に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（岡崎豊君） つづきまして、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、議会会議規則第89条の規定により、議長が指名をいたします。

会議録署名議員は、4番中平富宏議員、10番永田耕朗議員のお二人の方にお願

いたしますので、よろしくお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（岡崎豊君） つづきまして、日程第3、会期の決定につきまして、議会会議規則第4条の規定により、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、2月29日の1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） ご異議ないものと認め、本日1日と決定いたしました。

◎第1号議案の上程及び採決

○議長（岡崎豊君） つづきまして、日程第4、第1号議案、高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

本議題は、1月31日に笹岡豊徳氏の副広域連合長としての任期が満了したことに伴いまして、新たな副広域連合長の選任を行うもので、書記の朗読は省略いたします。

副広域連合長につきましては、橋詰壽人南国市長を選任することに、同意を求めるものであります。

では、お諮りいたします。

第1号議案につきましては、提案理由の説明は省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） ご異議ないものと認めます。

よって、これより、第1号議案につきましては、これに同意することについて、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岡崎豊君） 挙手全員であります。

よって、第1号議案は、原案に同意することに決定いたしました。

午後2時42分

◎休憩の宣言

○議長（岡崎豊君） 暫時、休憩といたします。

午後 2 時 43 分

◎再開の宣言

○議長（岡崎豊君） それでは休憩前に引き続いて、会議を開きます。

◎副広域連合長就任挨拶

○議長（岡崎豊君） 選任されました、橋詰壽人副広域連合長にご挨拶をお願い申し上げます。

○副広域連合長（橋詰壽人君） 橋詰壽人でございます。

副広域連合長の就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方のご推挙によりまして、高知県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長に選任いただき、誠に光栄に存じます。職責の重さに身の引き締まる思いがいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、今後の動向が未だ明確でない状況にございますが、副広域連合長として岡崎広域連合長を助け、この広域連合組織及び後期高齢者医療制度の円滑な運営に、力を尽くしてまいりたいとこのように考えております。

議員の皆様方におかれましては、よろしくご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。大変簡単でございますが就任のご挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡崎豊君） ありがとうございました。

◎提出議案の上程及び提案理由説明

○議長（岡崎豊君） それでは、議事を続けます。日程第 5、提出議案の提案理由の説明に入ります。

第 2 号議案から第 8 号議案までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（岡崎豊君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、第 14 回高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

議案の説明に先立ち、後期高齢者医療制度の現況等につきまして、国の動向等を含めましてご説明申し上げます。

現行の後期高齢者医療制度につきましては、本年1月6日に閣議報告されました「社会保障・税一体改革素案」において、平成22年12月の高齢者医療制度改革会議における取りまとめ等を踏まえて、「具体的内容について関係者の理解を得たうえで、現在開会中の平成24年通常国会に、廃止に向けた見直しのための法案を提出する」とされております。

しかしながら、新たな医療保険制度において財政運営を担うこととされる都道府県などとの協議では、現在のところ合意には至っておりませんし、医療保険制度を含む社会保障制度の改革と一体となっております消費税率の引上げなどの税制改正についても、国会において様々な意見があり、今後の見通しは立っていない状況であります。

いずれにいたしましても、医療保険制度は、高齢者の方々をはじめ国民の方々が安心して暮らして行くために不可欠な制度でありますので、国に対しては、全ての国民が安心して医療を受けることができる安定した制度構築に向けて、全国後期高齢者医療広域連合協議会などの各団体と連携し、積極的に意見を述べてまいります。

一方、高齢者の医療保険制度を取り巻く状況が不透明な中であっても、当広域連合としましては、被保険者の皆様が安心して医療を受けられるように制度の円滑な運営に努めていく必要がありますので、今定例会には今後の保険財政の健全性の確保を図るために、平成24年度及び25年度に適用する新たな保険料率を定めます条例改正案をご提案しております。

後期高齢者医療制度における保険料率は、概ね2年間の保険財政の均衡を保つことができるように設定することが基本となっておりますが、2年前に行いました前回の保険料率の改定におきまして、国からは現行制度を平成24年度限りで廃止をすることから、剰余金などを活用し、可能な限り保険料の上昇を抑制するようにとの強い要請があり、本県におきましても、医療費が増加する中で、国の指導に基づき保険料率をほぼ据え置きとしたところです。

このため、平成24年度・25年度の今回の改正においては、前回据え置いた分も含め、実質4年間分の医療費の伸びを反映し、保険料の大幅な引上げを行う必要が生じたことから、当広域連合としましては、被保険者の方々の生活不安を招かないように保険料率の引上げ幅の抑制に向けて、国に対し保険料率の抑制のための対策を強く働きかけるとともに、県とも協議を行ってきたところです。

その結果、新たな保険料率につきましては、現在見込まれる剰余金の全額と、財政赤字への備えなどのために県に設置されております財政安定化基金も最大限活用することで、保険料率の引き上げ幅を可能な限り抑制することといたしました。

しかしながら、こうした対策を講じましても、なお、1人当たり保険料額は平成22年度・23年度に比べて9.89ポイント、5,234円増加し、年額58,141円となります。

景気が低迷する中でのこうした負担増は、心苦しいところですが、今後、安定した保険財政の運営を行うためにやむを得ない改定であり、被保険者の皆様にはご理解をお願いしたいと考えます。

このため、新たな保険料率につきましては、各市町村とも密に連携しながら、被保険者の皆様のご理解を得られるよう十分な周知に努めてまいります。

また、現状の制度内容では、今後におきましても医療費の増加に伴い高齢者の方々への負担が増加することが想定されることから、県の協力も得ながら、国に対して高齢者の方々の保険料について急激な上昇を招かないための財源対策を講じるよう、強く要請を行ってまいります。

以下、議案についてご説明を申し上げます。

今回提案いたしました議案は、先ほどご審議いただきました第1号議案の副広域連合長選任議案のほか、条例議案3件、予算議案4件であります。

第2号議案の高知県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例議案につきましては、当広域連合の健全な運営に資するため、一般会計の剰余金を積み立てる基金の設定に関して必要な事項を規定するものです。

第3号議案の高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案につきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴い、関連する規定の改正を行うものです。

第4号議案の高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案につきましては、保険給付費が増大する中で、保険財政の均衡を図るために平成24年度及び25年度の保険料率の改定などを行うものです。

第5号議案の平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれから1,225万円を減額し、総額を1億1,051万5千円とするものです。

第6号議案の平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ6億2,368万6千円を増額し、総額を1,305億9,818万4千円とするものです。

第7号議案の平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、当広域連合の総務部門に係る経費に関連します予算編成であり、当初予算の規模は対前年度当初比で3,864万8千円減の8,411万7千円となっております。

第8号議案の平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、事業部門に係る保険給付を主とします経費に関連する予算編成となっており、医療費の伸びが引き続き見込まれることから、当初予算の規模は前年度当初比で34億3,102万9千円増の1,325億700万円となっております。

以上、提出いたしました議案につきまして、概要の説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、適切にご決定をお願いいたします。

以上でございます。

◎第2号議案の審議の宣告

○議長（岡崎豊君） どうもありがとうございました。

それでは、日程第6、第2号議案、高知県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例議案を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎豊君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。着席のまま結構ですので、説明の方をお願いいたします。

（伊藤事務局長挙手）

○議長（岡崎豊君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤博昭君） 第2号議案、高知県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例議案についてご説明をいたします。

お手元の議案及び説明書の3ページをお開きください。よろしいでしょうか。

この議案は、財政の健全な運営を図るため、地方財政法第7条で定めています決算剰余金などの積立を行う基金を設置するために、地方自治法第241条の規定に基づき条例を制定するものでございます。

条例第2条では、基金に積立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定めることとしております。

また、条例第6条では、基金は、設置目的に使用する場合に限り処分することができることとしております。

説明は、以上でございます。

◎第2号議案の質疑、討論、採決

○議長（岡崎豊君） はい、ありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） ないようですので、質疑は終了いたします。

○議長（岡崎豊君） つづきまして、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第2号議案、高知県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例議案を採決いたします。

第2号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岡崎豊君） 挙手全員であります。

よって、第2号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第3号議案の審議の宣告

○議長（岡崎豊君） つづきまして、日程第7、第3号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎豊君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（伊藤事務局長挙手）

○議長（岡崎豊君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤博昭君） 第3号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案についてご説明いたします。

議案及び説明書の4ページをお願いいたします。

この議案は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

まず、第1条についてご説明いたします。

この公務災害補償等に関する条例第15条第2号で引用しています、障害者自立支援法の改正が行われまして、障害者自立支援法第5条第12項が第13項に、同じく第5条第6項が第7項へと項番号にずれが生じたことに伴う改正でありまして、

障害者自立支援法の施行日であります平成23年10月1日に遡って適用するものでございます。

次に改正する条例の第2条では、障害者自立支援法が、本年4月1日に改めて改正され、第5条第13項が第5条第12項となることから、公務災害補償等に関する条例第15条第2号の条文を再度改正するものでございます。なお、この改正の施行日につきましては、障害者自立支援法の施行にあわせ、本年4月1日からとしております。

以上でございます。

◎第3号議案の質疑、討論、採決

○議長（岡崎豊君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） ないようですので、質疑は終了いたします。

○議長（岡崎豊君） つづきまして、第3号議案につきましてもの討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） ございませんので、討論は終了いたします。

これより、第3号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

第3号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岡崎豊君） 挙手全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第4号議案の審議の宣告

○議長（岡崎豊君） つづきまして、日程第8、第4号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案を審議いたし

ます。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎豊君） 議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（伊藤事務局長挙手）

○議長（岡崎豊君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤博昭君） 第4議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案について、ご説明いたします。

議案及び説明書の5ページをお開きください。

この議案は、後期高齢者医療に関する条例に定めています被保険者とし不在者の規定を削除するとともに保険料率及び保険料の賦課限度額について改正を行うものです。

まず、被保険者とし不在者の規定の削除についてですが、これは、第2条で後期高齢者医療制度の適用除外者を規定していましたが、児童福祉法や老人福祉法などの関係法令との関係から、不必要な条文を削除するものでございます。

次に、保険料率についてですが、保険料率は、保険財政の均衡が保たれるよう2年ごとに見直しを行うこととされていることから、平成24年度及び平成25年度の保険財政の均衡を図るために必要な改定を行うものです。

広域連合が負担します保険給付費は、医療の高度化や、被保険者の年齢構成の高齢化などにより、今後とも伸びて行くことと見込まれることから、保険料設定の前提となる平成24年度及び25年度の2年間の保険給付費等費用額の総額は、約2,705億円となると見込んでおります。

また、これに対します、国・県・市町村や診療報酬支払基金からの負担金や交付金などは、約2,467億円と見込まれまして、差額の約239億円が基本的な保険料必要額となると見込んでおります。

しかし、この場合は現在と比べ約1万2,500円の大幅なアップとなることから、保険料率の設定にあたっては、可能な限り高齢者の負担を増やさないう、剰余金の見込額の全額、及び県に設置されております財政安定化基金も最大限活用することとし、保険料必要額の見込額を約26億77百万円少ない、約212億円とすることにより、保険料の引き上げ幅を可能な限り圧縮することといたしました。

その結果、第9条の所得割率を0.0894から0.1035に、また、第10条の均等割額を4万8,931円から5万1,793円に改めることとしております。

なお、この保険料率による1人当たりの保険料額は、現在と比べ5,234円増の5

万8,141円となる見込みでございます。

次に、第11条に定めています保険料の賦課限度額についてですが、高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正され、今年4月1日から保険料の賦課限度額が50万円から55万円に引き上げられることから、保険料改定による中・低所得者層の負担増を緩和するために、当広域連合でも、50万円から55万円に賦課限度額の引き上げを行うものでございます。

次に、附則第5条第7号では、平成15年度から平成17年度の1人当たり平均老人医療費が、県平均よりも低い8町村に対し、経過措置として、平成25年度までは、保険料率を低くする不均一保険料を設定しておりますが、今回の保険料率の改定に合わせ、それぞれの町村の保険料率も附則別表のとおり改定することとしております。

なお、保険料率の改定につきましては、事前に県と協議することを法で定められておりますが、県からはこの2月17日付けで県議会での関係予算の議決を前提としまして、同意を得ておるところでございます。

以上でございます。

◎第4号議案の質疑、討論、採決

○議長（岡崎豊君） はい、ありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） はい、質疑なしと認め、質疑は終了いたします。

○議長（岡崎豊君） つづきまして、第4号議案につきましての討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第4号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

第4号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

- 議長（岡崎豊君） 挙手多数であります。
よって、第4号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
-

◎第5号議案の審議の宣告

- 議長（岡崎豊君） つづきまして、日程第9、第5号議案、平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。
-

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（岡崎豊君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（伊藤事務局長挙手）

- 議長（岡崎豊君） 伊藤事務局長。

- 事務局長（伊藤博昭君） 第5号議案、平成23年度後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の7ページをお願いいたします。

今回の一般会計の補正予算案は、歳入歳出それぞれ1,225万円を減額し、総額がそれぞれ1億1,051万5千円となります。

次に15ページをお願いいたします。

まず、歳出からご説明をさせていただきます。総務管理費の一般管理費でありますが、総務課職員を当初5名予定していましたが、うち1名を事業課に振り換えたことから、派遣元である市町村への人件費負担金及び職員手当等の減額などで1,225万円の減額となっております。

次に、少し戻っていただきまして13ページをお願いいたします。

歳入でありますが、市町村負担金の1,442万9千円の減額は、先ほどの人件費負担金などの減額やその他の収入が増額となったことによるものでございます。

次に14ページをお願いいたします。

諸収入の連合預金利子の217万9千円の増額は、普通預金及び定期預金の利息収入が見込まれることによるものでございます。

以上が平成23年度一般会計補正予算の概要でございます。

よろしくをお願いいたします。

◎第5号議案の質疑、討論、採決

- 議長（岡崎豊君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） 質疑なしと認めます。質疑は終了いたします。

○議長（岡崎豊君） つづきまして、第5号議案につきましてもの討論を行います。
討論はありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第5号議案、平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を採決いたします。

第5号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岡崎豊君） 挙手全員であります。

よって、第5号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第6号議案の審議の宣告

○議長（岡崎豊君） つづきまして、日程第10、第6号議案、平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎豊君） 議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（伊藤事務局長挙手）

○議長（岡崎豊君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤博昭君） 第6号議案、平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。
議案及び説明書の17ページをお願いいたします。

歳入歳出の総額は、第1条のとおり歳入歳出それぞれ6億2,368万6千円を増額し、1,305億9,818万4千円となっております。

主に、国費収入の増額による補正となっております。

次に23ページをお願いいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。1款、市町村支出金、1項、市町村負担金のうち、1目、事務費負担金につきましては、総務課職員を1名減し、事業課職員を1名増したことに よります職員給与費分として295万円を増額しております。

次に24ページをお願いします。

2款、国庫支出金、2項、国庫負担金、4目の特別高額医療費共同事業費補助金の260万2千円の増額は、高額な医療費の発生によります財政リスクを軽減するために、国保中央会が行っています特別高額医療費共同事業への拠出金が増額されることに伴い、この拠出金に対する国庫補助金も増額されるものでございます。

6目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、保険料の均等割9割軽減や8.5割軽減など国の特別対策による保険料軽減措置により、減収となる保険料の補填として前年度に交付されるものであり、平成24年度の保険料軽減措置分として、6億1,713万4千円が交付されることとなったものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

6款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、臨時特例基金繰入金の100万円は、今年度、市町村が実施する後期高齢者医療制度の周知に係る費用について補助を行うための財源として、基金から繰り入れるものでございます。

次に26ページをお願いいたします。

続きまして、歳出についてご説明いたします。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費の派遣職員人件費負担金の295万円の増額は、当初の予定より事業課職員が1名増となったことによるものでございます。

同じく、19節、円滑運営臨時特例基金事業費補助金の100万円は、市町村が、被保険者へ制度の周知を図るために実施する広報などの事業に対する補助に要する経費でございます。

次に27ページをお願いいたします。

4款、1項、1目の特別高額医療費共同事業拠出金の260万2千円は、国保中央会が行っています特別高額医療費共同事業に要する費用が増加したことにより、全国の広域連合から国保中央会への拠出金が不足したため、拠出金が増額となったものでございます。

次に28ページをお願いいたします。

6款、基金積立金、1項、基金積立金、1目、臨時特例基金積立金の6億1,713万4千円につきましては、歳入のところでご説明をしましたが、国からの高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を、来年度の保険料軽減の財源に充てるために、後期高齢者医療制度臨時特例基金へ積立てるものでございます。

以上でございます。

◎第6号議案の質疑、討論、採決

○議長（岡崎豊君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） 質疑はありませんので、質疑は終了いたします。

○議長（岡崎豊君） つづきまして、第6号議案につづきまして討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第6号議案、平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

第6号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岡崎豊君） 挙手全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第7号議案の審議の宣告

○議長（岡崎豊君） つづきまして、日程第11、第7号議案、平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎豊君） 議案の概要につづきまして、事務局に説明を求めます。

（伊藤事務局長挙手）

○議長（岡崎豊君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤博昭君） 第7号議案、平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の29ページをお願いします。

今回の当初予算は、第1条のとおり歳入歳出それぞれ8,411万7千円で今年度と比較しまして、3,864万8千円の減となっております。

35ページをお願いいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。1款、分担金及び負担金のうち、1項、1目、市町村負担金につきましては、平成23年度当初に比べ1,051万4千円減の5,220万5千円となっております。これは総務課の職員数が1名減となったことに伴い、市町村への人件費負担金及び職員手当が減額となったことなどによるものでございます。

次に36ページをお願いいたします。

2款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、保険料不均一賦課負担金、及び、次の36ページの3款、県支出金、1項、県負担金、1目、保険料不均一賦課負担金は、各市町村におけます平成15年度から17年度までの老人医療費が、県の平均に比べて20パーセント以上低かった東洋町をはじめとした8町村において行っています保険料の不均一賦課による保険料収入の減少分を、国及び県からそれぞれ1,543万9千円の交付を受けるものでございます。

来年度は、均一保険料率と不均一保険料率の乖離幅が縮小することに伴い、交付される額も減少するため、今年度より、それぞれ1,406万6千円減少しております。

次に40ページをお願いします。

歳出につきまして主なものをご説明させていただきます。

1款、議会費は、広域連合議会を開催するための経費でございまして、82万7千円を計上しております。

次に、41ページをお願いいたします。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目の一般管理費は、事務局の総務部門を運営する経費であり、主なものは、事務局長及び総務課の職員合わせて5名分の派遣元である県や市町村への人件費負担金として3,500万円、14節、使用料及び賃借料の当広域連合事務所借上げ料256万2千円などでございます。

次に44ページをお願いいたします。

3款、民生費3,087万9千円は、先ほど歳入でご説明いたしました国及び県からの保険料不均一賦課負担金を、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。

平成24年度一般会計予算の説明は以上でございます。

◎第7号議案の質疑、討論、採決

- 議長（岡崎豊君） はい、ありがとうございました。
それでは、これより質疑を行います。
質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎豊君） 質疑なしと認めます。よって、質疑は終了いたします。

- 議長（岡崎豊君） つづきまして、第7号議案につきましての討論を行います。
討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎豊君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。
これより、第7号議案、平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。
第7号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（岡崎豊君） 挙手全員であります。
よって、第7号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第8号議案の審議の宣告

- 議長（岡崎豊君） つづきまして、日程第12、第8号議案、平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（岡崎豊君） 議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（伊藤事務局長挙手）

- 議長（岡崎豊君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤博昭君） 第8号議案、平成24年度後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の49ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出の総額は、第1条のとおり1,325億700万円でございます。

56ページをお願いいたします。

平成24年度歳入歳出予算額は、2款の保険給付費が1人当たり医療費の伸びにより増加すると見込まれることから、歳入歳出それぞれ前年度と比較し、34億3,102万9千円の増額となっております。

それでは歳入歳出予算の内容についてご説明させていただきます。

まず、歳出の方からご説明させていただきます。

65ページをお願いいたします。

1款、総務費につきましては、医療費の保険給付を行うための、被保険者の資格管理、保険料賦課、給付などの事務的経費で、6億195万7千円を計上しております。

主なものとして、12節、役務費の通信運搬費は、被保険者への医療費通知や高額療養費などの支給決定通知の郵便料の経費として3,047万円を、また、レセプト点検に必要なレセプトの画像処理の手数料として、1,474万2千円を、交通事故などの第三者求償事務手数料として1,575万円を計上しております。

13節、委託料の電算処理システム運用等委託料及び保守等委託料は、現在、被保険者の資格管理や保険料賦課などを行っています電算処理システムの運用及び保守等の委託料でございます。

次に66ページをお願いいたします。

同じく委託料のレセプト点検等委託料は、医療機関からの診療報酬の請求内容が適正かどうかの点検や特別調整交付金の申請のために必要な結核・精神に係るレセプトの集計のための委託料でございます。

また、新電算処理システム保守等委託料及び新電算システム導入業務委託料は、現在の電算システムの保守期間が満了することに伴い、新たな電算処理システムの導入保守運用及び機器導入に関する経費でございます。

18節、備品購入費につきましては、新電算処理システム機器購入費として、2億3,457万5千円を計上しております。

19節の派遣職員人件費負担金は、事業部門の職員13名の派遣元市町村への人件費分として、8,450万円を計上しております。

次に67ページをお願いいたします。

2款、派遣給付費、1項、療養諸費につきましては、保険医療機関へ診療報酬を支払います療養給付費また、柔道整復やコルセットなどの現金給付のための療養費、国保連合会への審査支払手数料などで、1,257億1,026万9千円を計上しております。

次に、68ページをお願いいたします。

2項、1目の高額療養費につきましては、1ヶ月の自己負担が所得に応じた一

定の限度額を超えた部分について支給するもので、56億623万3千円を計上しております。

また、高額介護合算療養費は高齢者医療と介護保険の自己負担の合計が一定の限度額を超えた部分について支給するもので、1億3,737万2千円を計上しております。

3項、その他医療給付費、1目、葬祭費は、1件当たり3万円の支給を行っております。2億970万円を計上しております。

次に69ページをお願いいたします。

3款の1目の財政安定化基金拠出金1億1,992万6千円は、保険料の収納不足や、予想を上回る給付の増大による財政赤字に対応するため、高知県に設置されています基金に、国、県、広域連合が保険給付費の0.09%をそれぞれ拠出するものでございます。

次に70ページをお願いいたします。

4款、1項、1目の特別高額医療費共同事業拠出金、2,110万1千円につきましては、超高額の医療費の発生による保険財政の悪化を避けるため、国保中央会が実施しています、全国の広域連合が共同で負担する仕組みである特別高額医療費共同事業に対する拠出金でございます。

次に71ページをお願いいたします。

5款、保健事業費の1項、1目、健康診査費2,675万4千円は、被保険者の健康診査を市町村に委託して実施していただく経費と、国保連合会に委託しています医療機関等へ健診費用の支払事務等に要する経費でございます。

2目、健康増進事業費4千万円は、市町村が行います、はり・きゅう・マッサージなどへの助成や肺炎球菌ワクチン接種への助成など被保険者の健康増進事業に対する補助金でございます。

次に72ページをお願いします。

6款、1項、基金積立金は、それぞれの基金の利子を積立てるため、61万7千円を計上しております。

次に73ページをお願いいたします。

7款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金は、保険料の還付金等として、2,210万円を計上しております。

次に歳入について主なものの説明をさせていただきます。

少し戻っていただいて57ページをお願いいたします。

1款、市町村支出金のうち1目の事務費負担金5億9,962万3千円は、特別会計で支出しています人件費などの事務費を賄うための市町村からの負担金でございます。

2目、保険料負担金97億8,185万円のうち保険料負担金70億8,543万6千円は、市町村が徴収いたしました保険料を、広域連合へ納付するものでございます。

基盤安定負担金の26億9,641万4千円は、所得の低い方の保険料の軽減分として市町村が県負担金と合わせて広域連合へ納付するものでございます。

3目、療養給付費負担金は、対象となる保険給付費のうち市町村が負担する12分の1、106億2,398万円を計上しております。

次に58ページをお願いいたします。

2款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、療養給付費負担金318億7,194万円は、対象給付費のうち、国が負担します12分の3を計上しております。

2目、高額医療費負担金は、レセプト1件当たり80万円を超える医療費について、その4分の1ずつを国及び県が負担するもので、国の負担金分として、4億5,413万円を見込んでおります。

次に、2項、国庫補助金、1目、調整交付金のうち広域連合間の所得格差による保険料への影響を緩和するための普通調整交付金を、119億4,698万4千円を計上しております。

また、特別調整交付金につきましては、結核・精神関係の給付費の占める比率が高い場合などに交付されることとなっており、この分といたしまして5億5,440万円を計上しております。

次に59ページをお願いいたします。

3款、県支出金、1項、県負担金、1目、療養給付費負担金は、対象給付費の12分の1の、106億2,398万円を、また、2目、高額医療費負担金は、国庫負担金と同額の4億5,413万円を計上しております。

次の60ページをお願いいたします。

4款、1項、支払基金交付金の、1目、後期高齢者交付金の536億3,142万5千円は、国保など医療保険者が拠出しました後期高齢者支援金を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に61ページをお願いいたします。

5款、特別高額医療費共同事業交付金の2,270万円は、レセプト1件当たり400万円を超える医療費の発生による財政負担の軽減を図るために、国保中央会から交付されるものでございます。

次に62ページをお願いいたします。

6款、繰入金、1項、一般会計繰入金3,087万9千円は、一般会計で受け入れた国、県からの保険料不均一賦課の負担金を特別会計に繰入れるものでございます。

2項、基金繰入金、1目、臨時特例基金繰入金につきましては、平成24年度における所得の低い方及び被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減措置などの財源とするために、8億9,301万8千円を計上しており、また、2目、事業運営基金繰入金8億868万3千円につきましては、保険料の上昇を抑えるための財源とするために基金から繰入れるものでございます。

次の64ページをお願いします。

8款、諸収入、3項、雑入、1目、第三者納付金の1億5千万円は、交通事故など第三者による怪我などによる医療費につきまして損害賠償請求権に係る納付金を計上しております。

以上で、平成24年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終をらせていただき

ます。

◎第8号議案の質疑、討論、採決

- 議長（岡崎豊君） それでは、これより質疑を行います。
質疑はございませんでしょうか。

[有岡正幹君挙手]

- 議長（岡崎豊君） 有岡議員。

- 有岡正幹君 質疑というより、私が聞き抜かっていたかもわかりません。高額療養費です。68ページですが、保険給付費の2項の高額療養費、ここでちょっと私が聞き抜かっていたと思いますが、56億何がしという予算計画ですが、前年度と非常に差額があります。

それと、もう一つは23年度の決算見込みですが、おおよそでかまいませんが分かっていたら参考をお願いしたいと思います。

(伊藤事務局長挙手)

- 議長（岡崎豊君） 伊藤事務局長。

- 事務局長（伊藤博昭君） まず、高額療養費についてですが、対前年度比で44億円の増となっておりますのは、その前の保険給付費の方で対前年度比で13億円の減としております。

今年度、高額療養費2つございまして、病院の方で現物支給する部分としての高額療養費と、後で償還する部分として現金給付の高額療養費がございまして。

病院の方で現物給付として支給してました高額療養費につきましては、今年度は先ほどの療養の給付費の方で支払いをしておりました。科目的にはこちらの方の高額療養費で支払うことが適正であるということから、科目間の適正化を図りました。このために、高額療養費の方が44億円増となっているところでございまして。

2点目について、今年度決算につきましては、医療費が当初の見込みほど伸びなかったということがございまして、現在のところ約50億円位の減になるのではないかと、11月診療分位まででそういった見通しを持っておりました。

ただ、皆さんご承知のように1月からかなりインフルエンザが流行ってきまして、それらの影響がどうなるのかということがわかりませんでした。

当広域連合は予算額1,300億円の予算額ありますので、給付費が2・3%違いますと何十億円と差になってきます。こういったこともありまして、今回50億円位の

今のところ剰余金がでるのではと見込んでますが、補正はしなかったということ
でございます。

○有岡正幹君 わかりました。ありがとうございました。

○議長（岡崎豊君） その他に質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） それでは、質疑は終了いたします。

○議長（岡崎豊君） つづきまして、第8号議案につきましても討論を行います。
討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第8号議案、平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療特別会計予算を採決いたします。

第8号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めま
す。

〔挙手全員〕

○議長（岡崎豊君） 挙手全員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎広域連合長の閉会挨拶

○議長（岡崎豊君） 以上をもちまして、本定例会の議事はすべて終了いたしまし
た。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（岡崎豊君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様方におかれましては、年度末を控えご多用の中、お集まり
をいただき、ご審議を賜りまして、原案のとおりご決定をいただきましてありが
とうございました。

先ほども提案説明の中でご説明をさせていただいたように、この後期高齢者医療制度でございますが、現在開会中の通常国会に見直し法案が提出される予定とはなっておりますが、その見直し自体が非常に不透明なものとなっている状況でございます。

一方で、私どもに与えられました役割は、被保険者の皆様が安心して医療を受けられるように安定的に制度を運営していくことが求められています。

このため、今後におきましても、各市町村との一層の連携のもと、先ほどご決定をいただきました新たな保険料率についてもご理解を得られるように十分な周知も図りながら、被保険者の方々の皆様の信頼に応えることができるように務めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、今後とものご指導とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、平成21年6月から、当広域連合の副広域連合長として組織等の運営にご尽力をいただき、本年1月末でご退任されました笹岡豊徳様には、この場をお借りしまして感謝を申し上げます。ありがとうございました。

結びになりますが、議員の皆様方の、益々のご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

今日は、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（岡崎豊君） これをもちまして、平成24年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第14回定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後3時32分 閉会

資 料

高知県後期高齢者医療広域連合議会
議長 岡崎 豊 様

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

議案の送付について

平成24年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第14回定例会に提出するため、
下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- 第 1 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第 2 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例議案
- 第 3 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号議案 平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第 6 号議案 平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 7 号議案 平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 8 号議案 平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成24年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会
第14回定例会 議決一覧

○広域連合長提出の部

議案番号等	件名	議決内容
第1号議案	高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	同意
第2号議案	高知県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例議案	原案可決
第3号議案	高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第4号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第5号議案	平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算	原案可決
第6号議案	平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決
第7号議案	平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	原案可決
第8号議案	平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員